

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と目的

(1) 権利擁護と成年後見制度

近年、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増えており、今後も身寄りがないことで生活に困難を抱える人の増加が見込まれています。成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上的の障害があることにより判断能力が十分でない方の権利を守る重要な手段の一つで、財産の管理や契約手続きなどを支援することによって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

日本では、平成 12 年に成年後見制度が開始されましたが、十分に利用されていない状況に鑑み、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。それにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、今後ますます増大、多様化する権利擁護支援ニーズへの対応とさらなる施策の推進を図るため、令和 4 年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

同計画では、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進していくこと、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう制度の運用改善を図ること、権利擁護支援を身近なものにするための仕組みづくりを進めることが基本的な考え方として示されています。

◆ 国の動向

| 年 | 計画 | 主な内容 |
|---------|--|---|
| 平成 28 年 | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 | 成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。 |
| 平成 29 年 | 「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」閣議決定 | 基本的な考え方として、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、財産管理のみならず身上保護も重視することが示された。 |
| 令和 4 年 | 「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」閣議決定 | 基本的な考え方として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用改善、司法による権利擁護支援を身近にする仕組みづくりが示された。 |

(2) 策定の趣旨

本市では、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人も、また、将来不十分になったときも、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援を推進するため、「香取市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

(3) 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）の法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援を行うのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

○ 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後で、家庭裁判所が職権で成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の程度などに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

◆ 法定後見制度の3つの類型

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|--------------------------|----------------------------|--|-----------------------------|
| 対象となる方 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申立てをすることができる人 | 本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長など | | |
| 成年後見人等の同意が必要な行為（同意権） | 日常生活に関する行為以外の行為 | 借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など、民法第13条第1項所定の行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為 |
| 成年後見人等が取り消すことができる行為（取消権） | | | |
| 成年後見人等が代理することができる行為（代理権） | 財産に関するすべての法律行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為 | |

◆ 法定後見制度の利用の流れ



法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てを行う必要があります。市の窓口や成年後見制度に関わっている専門職の団体等に相談し、申立てに必要な書類、申立手数料などの費用の準備を行います。申立ての後、家庭裁判所が後見等の開始の審判、成年後見人等の選任を行い、支援が開始されます。身寄りがないなど、本人が申立てを行うことができない場合には、市長が本人に代わって申立てを行うことができます。

○ 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は契約で委任された事務を本人に代わって行います。

◆ 任意後見制度の利用の流れ



任意後見制度を利用するためには、本人の判断能力が十分なうちに、自らが選んだ任意後見人に代わりにしてもらいたいことを公正証書による任意後見契約で決め、契約を結んでおきます。実際に本人の判断能力が低下した際、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人が契約の内容どおりに適正に仕事をしているかを監督する人）選任の申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力が発生します。それにより、任意後見人は任意後見監督人の監督のもと、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

2 計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年施行）第 14 条の規定に基づき、本市における同制度の利用の促進に関する施策について定めた基本的な計画として策定するものです。

◆ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

第 14 条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

また、本計画の策定においては、「香取市高齢者保健福祉計画」、「香取市障害者基本計画」との整合を図り、福祉分野の上位計画である「香取市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本計画の取り組みをより一層推進することとします。

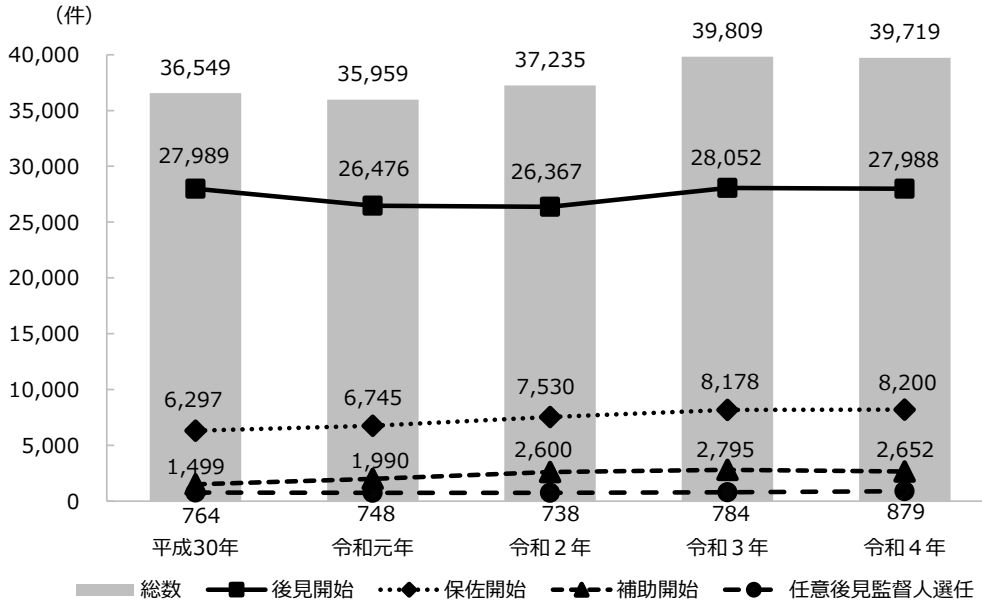
3 成年後見制度を取り巻く現状

(1) 統計データ

◆ 国の状況

全国における成年後見制度の申立件数の総数は、令和2年から令和3年にかけて増加し、令和4年時点で39,719件となっています。後見人等の内訳でみると、保佐開始については年々増加傾向にあります。

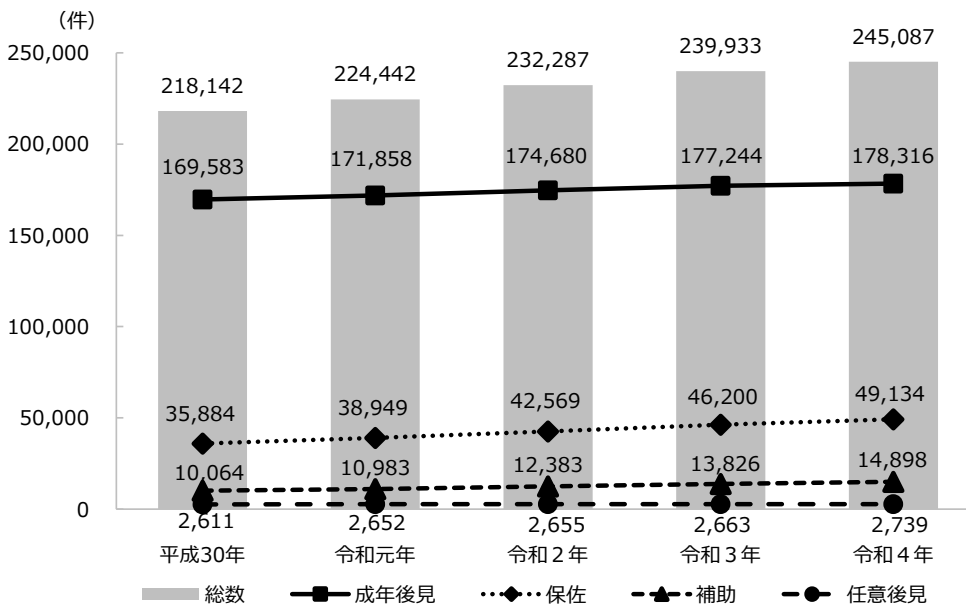
図 47 成年後見制度の申立件数の推移



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見制度の利用者数については、年々増加しています。

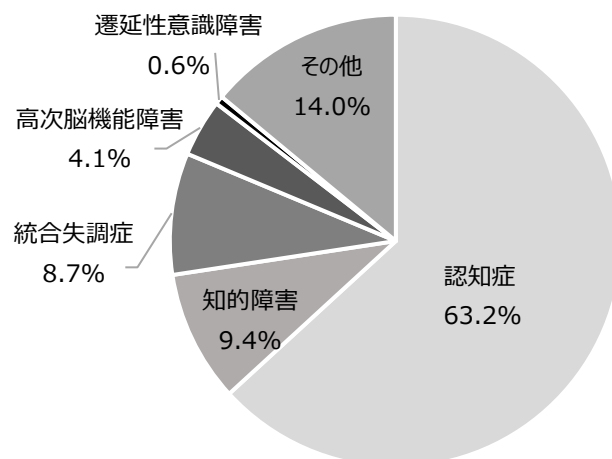
図 48 成年後見制度の利用者数の推移



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見制度の開始原因としては、認知症が6割以上を占めており最も多くなっています。このほか、知的障害、統合失調症がそれぞれ約1割程度となっています。

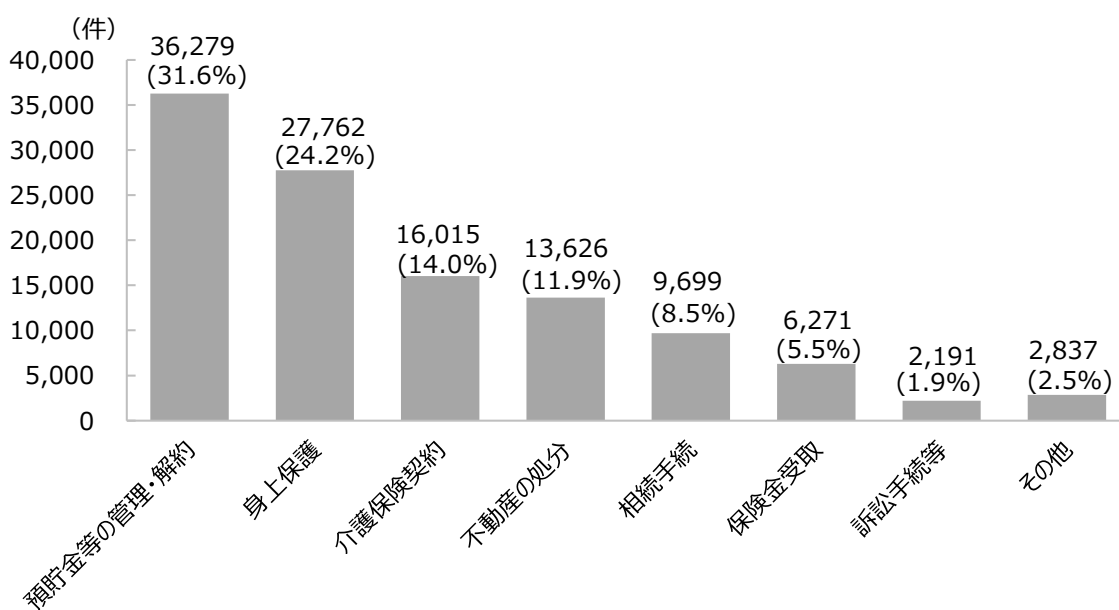
図 49 開始原因別割合



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見制度の申立ての主な動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多くなっています。次いで、身上保護が多くなっています。

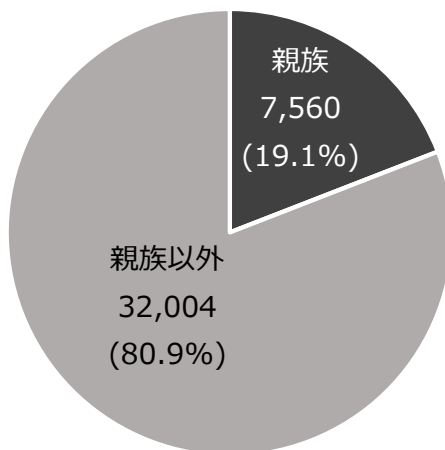
図 50 申立ての動機別件数・割合



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見人等と本人との関係としては、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹およびその他親族）が約2割となっており、親族以外が約8割を占めています。

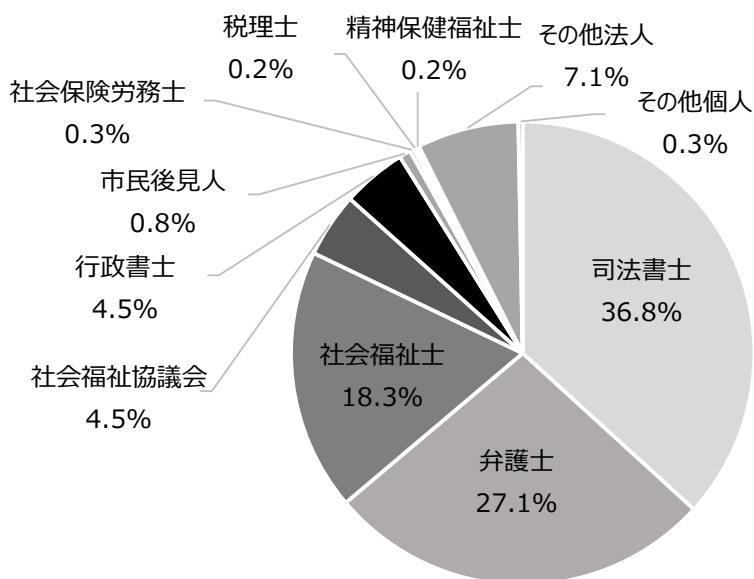
図 51 成年後見人等と本人との関係別件数・割合



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見人等の「親族以外」の内訳としては、司法書士が36.8%と最も多く、次いで弁護士が27.1%、社会福祉士が18.3%となっています。

図 52 成年後見人等の「親族以外」の内訳



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

◆ 本市の状況

本市における市長後見申立て件数の推移として、令和3年に前年の件数から5倍に増えており、高齢者の権利擁護支援のニーズが高くなっています。

表 3 本市における成年後見市長申立て件数の推移

| | | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|----|----------------|-------|------|------|------|------|
| 総数 | | 4 | 5 | 2 | 11 | 12 |
| 内訳 | 社会福祉課（障がい者支援班） | (0) | (0) | (1) | (0) | (0) |
| | 高齢者福祉課 | (4) | (3) | (1) | (11) | (12) |

資料：香取市社会福祉課提供データ

(2) アンケート調査結果

成年後見制度に対する理解として、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」という人が最も多くなっています。

また、前回調査（平成 29 年度実施）と比較すると、「制度は知っているが、活用する必要がない」という人は減少し、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」という人が増えてい

図 53 成年後見制度に対する理解【一般市民】

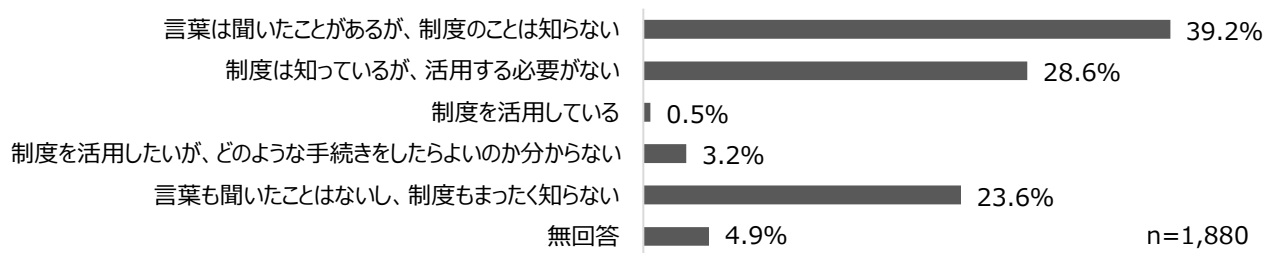
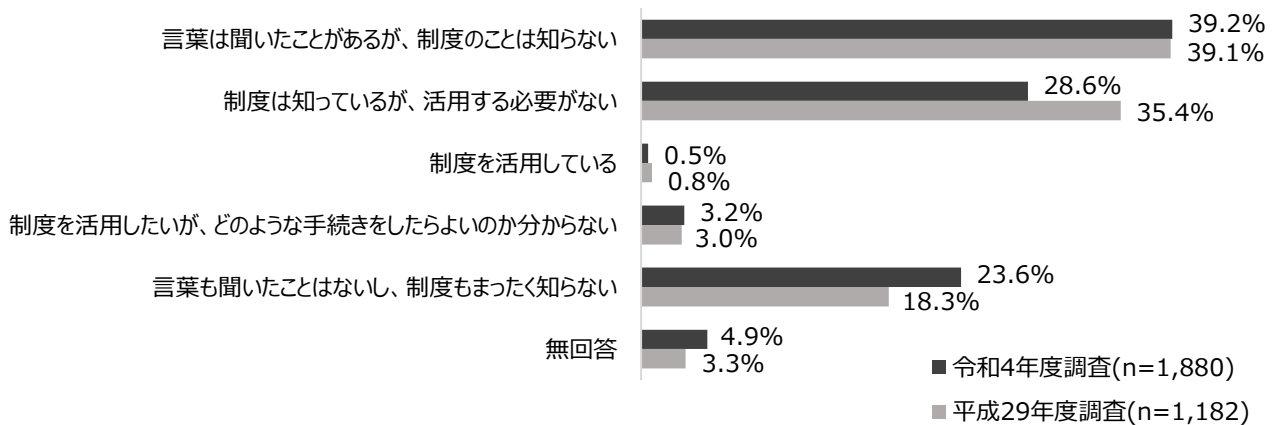
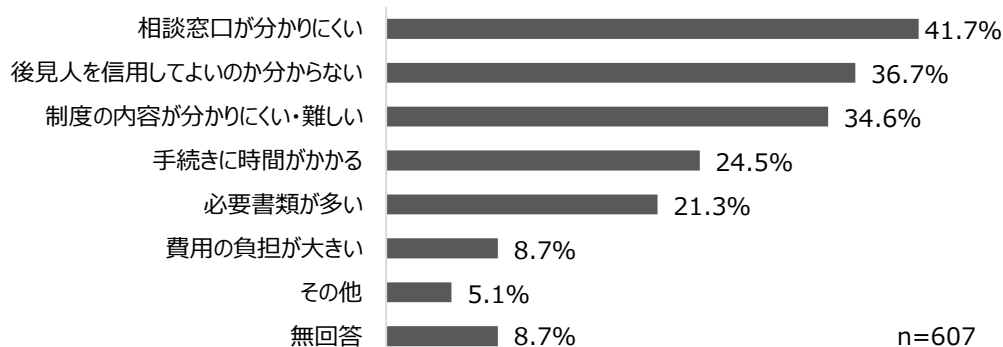


図 54 前回調査との比較（成年後見制度に対する理解）



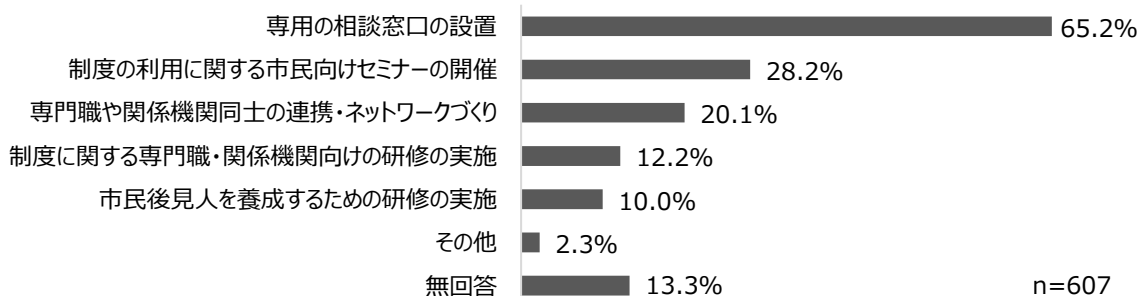
成年後見制度を知っている人、活用している人、活用を検討している人が持つ制度に対するイメージとしては、「相談窓口が分かりにくい」という回答が最も多く挙げられています。次いで、「後見人を信用してよいのか分からない」「制度の内容が分かりにくい・難しい」という回答も多くなっています。

図 55 成年後見制度に対するイメージ【一般市民】



成年後見制度を利用しやすくするために、本市に求めることとしては、「専用の相談窓口の設置」が65.2%と最も多くなっています。

図 56 成年後見制度を利用しやすくするために、本市に求めること【一般市民】



4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進

施策

権利擁護支援の必要性について理解を深め、成年後見制度の普及を図るため、市民や制度を運用する関係機関・関係団体に向けて、啓発・周知を行います。

市による取り組み

① 権利擁護・人権に関する意識啓発 充実

| | |
|--------|---|
| 概要 | すべての市民を対象に、権利擁護支援や人権に関するセミナー、講演会等を開催します。人権や意思決定支援の考え方、権利擁護支援のための制度などについて学ぶ機会を提供し、意識啓発を図ります。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉課、市民協働課、社会福祉協議会 |

② 成年後見制度の周知・情報発信 充実

| | |
|--------|--|
| 概要 | 地域包括支援センターや障害者支援センター、自立支援相談センターなど、福祉関係者に向けて、成年後見制度の内容や手続き、連携体制について周知し、適切な制度の利用につなげます。 また、市民に向けては、パンフレットやホームページ、講座等の場において、制度について理解しやすいよう工夫して情報発信を行います。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉課、高齢者福祉課 |

市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 権利擁護について学ぶ講座やセミナーに参加してみましょう
- 権利擁護の必要性や成年後見制度等の利用について、身近な人と話し合ってみましょう

4-2 権利擁護を支援する体制の整備

施策

権利擁護を必要とする人が必要な支援を得られるよう、相談窓口の周知とともに、関係機関・団体の理解を深め、連携を図ることにより、地域における権利擁護の支援体制を整えます。

市による取り組み

① 権利擁護・人権を守る相談窓口の周知 **充実**

| | |
|--------|---|
| 概要 | 権利擁護・人権それぞれの相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載等を通じて、周知を図ります。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉課、高齢者福祉課、市民協働課、社会福祉協議会 |

② 権利擁護を支援する関係者の理解促進 **充実**

| | |
|--------|--|
| 概要 | 権利擁護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、地域包括支援センターや障害者支援センター、民生委員・児童委員等の関係者に対して、成年後見制度に関する研修会等を開催し、理解の促進を図ります。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉課、高齢者福祉課 |

③ 地域連携ネットワークの構築 **新規**

| | |
|--------|---|
| 概要 | 成年後見制度利用支援事業の相談窓口の機能を強化するとともに、かとり成年後見支援センター（香取市社会福祉協議会）や職能団体などの関係機関との連携、中核機関の設置についての検討を進め、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉課、高齢者福祉課 |

市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 権利擁護について相談できる窓口を知り、支援が必要な人がいたら紹介しましょう
- 後見人等としての活動に関心がある専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の人は、各専門職団体等が実施する養成講座に参加してみましょう

4-3 成年後見制度等の利用の促進

施策

すべての人が安心して住み慣れた地域での生活を続けられるよう、他の権利擁護支援策と併せて、成年後見制度の適切な利用を推進します。

市による取り組み

① 日常生活自立支援事業の推進

| | |
|--------|--|
| 概要 | 福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害のある人が地域で安心して生活できるよう支援します。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉協議会 |

② 成年後見事業の推進

| | |
|--------|---|
| 概要 | 判断能力が不十分な方々が財産侵害や人としての尊厳が損なわれることのないよう、市長による成年後見等の申立てや成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。 また、法人が成年後見人等になり法律面や生活面で支援できるよう取り組みを進めます。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会 |

③ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進 充実

| | |
|--------|---|
| 概要 | 日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度への移行が必要になったときも、安心して地域での生活を続けられるよう、各事業の関係者・関係機関の連携を進めます。 また、ガイドラインを利用した、身寄りのない人への支援や判断能力の低下に伴う権利擁護が必要な人についても、地域ケア会議等を開催し、支援を進めていきます。 |
| 担当課・機関 | 社会福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会 |

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- ご自身や身近に判断能力に不安のある人がいたら、窓口にご相談に行きましょう